

令和6年7月 31 日
記者発表資料
(県政・小田原記者クラブ同時発表)

コイヘルペスウイルス病の発生とコイの持ち出し禁止 水域の指定について

箱根町内の芦ノ湖において、令和6年7月下旬からコイが死亡する事例が見られ、検査をした結果、コイヘルペスウイルス病であることが判明しました。同湖では初めての発病事例となります。そのため、県は芦ノ湖を含む早川の本流及び支流の区域をコイの持ち出し禁止水域に指定しました。

なお、この病気は人には感染せず、コイだけに感染するものです。

1 経緯

箱根町内の芦ノ湖において、令和6年7月下旬からコイが30尾程度死亡していることを芦ノ湖漁業協同組合が確認しました。

7月30日に採取した1尾について、県水産技術センター内水面試験場で、コイヘルペスウイルス病のPCR法(注)による検査を実施したところ、陽性でした。

なお、同湖における同病の発生は初めてです。

(注)PCR法:病原体の特異遺伝子を検出する方法です。

2 検査結果の内容

検体採取日	検体採取場所	区分	結果判定日	検体数	陽性数	陰性数
令和6年7月 30 日	芦ノ湖	コイ	令和6年7月 31 日	1	1	0

3 コイの持ち出し禁止水域の指定

県は、令和6年7月 31 日付けで、芦ノ湖を含む早川の本流及び支流の区域を神奈川県内水面漁場管理委員会指示に基づくコイの持ち出し禁止水域に指定しました。

4 今後の対応

箱根町及び小田原市に対して、神奈川県内水面漁場管理委員会指示の周知について協力を依頼します。

県は、芦ノ湖を含む早川の本流及び支流の区域について、引き続き監視等を行います。

5 その他

コイヘルペスウイルス病は、コイ(マゴイ、ニシキゴイ)特有の疾病で、他の魚や人に感染することはありません。また、コイに触ったり、感染したコイを食べても人体には影響はありません。

(別添資料 1) 県内のコイの持ち出しの禁止水域(地図)

(別添資料 2) 神奈川県内水面漁場管理委員会指示に基づくコイの持ち出し禁止水域

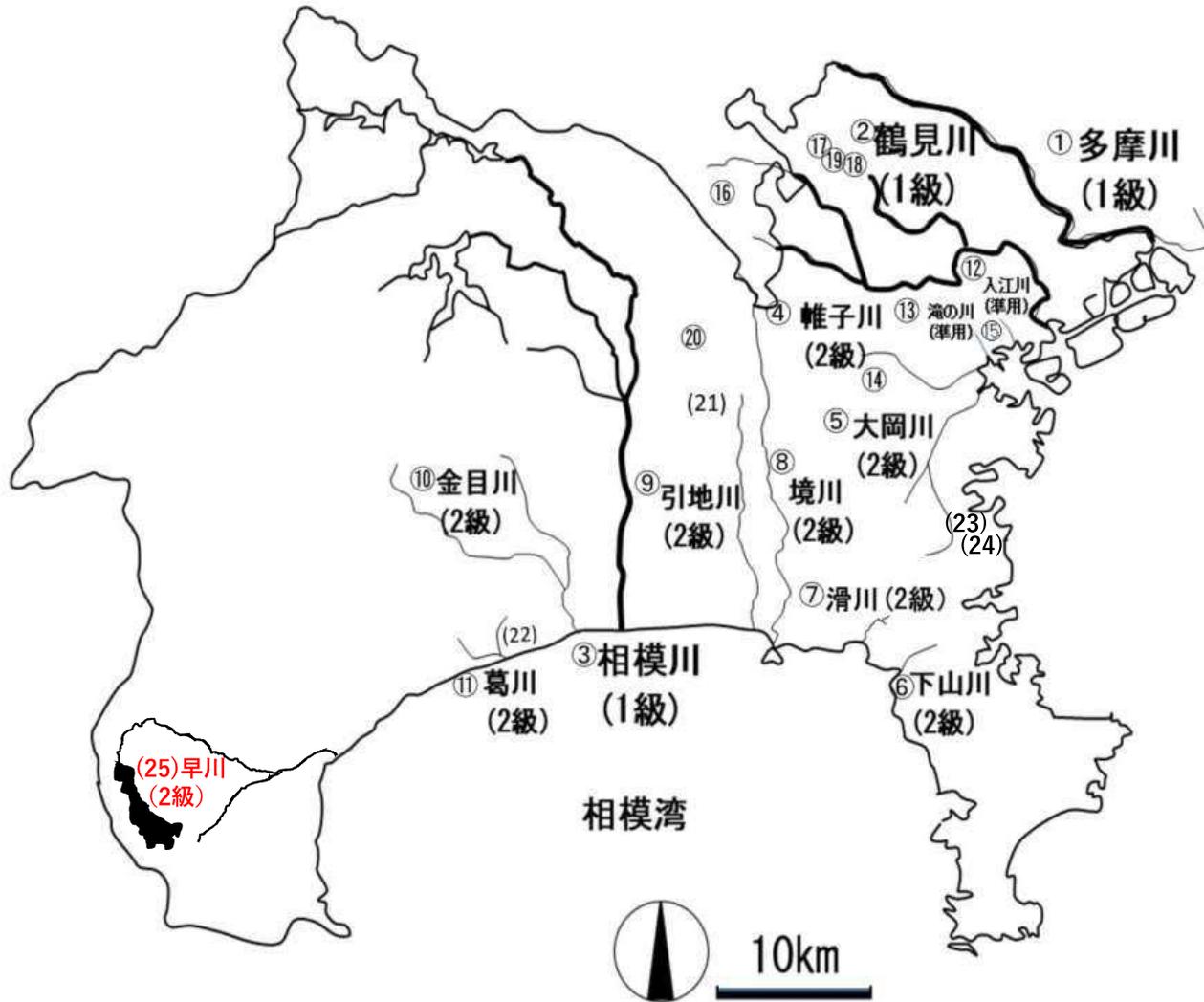
問合せ先

神奈川県環境農政局農水産部水産課

課長 山本 電話 045-210-4530

水産企画グループ 仲手川 電話 045-210-4542

県内のコイの持ち出しの禁止水域（地図）



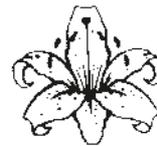
既発生河川・池

- ① 多摩川水系
- ② 鶴見川水系
- ③ 相模川水系
- ④ 帷子川水系
- ⑤ 大岡川水系
- ⑥ 下山川水系
- ⑦ 滑川水系
- ⑧ 境川水系
- ⑨ 引地川水系
- ⑩ 金目川水系
- ⑪ 葛川水系
- ⑫ 入江川水系
- ⑬ 滝の川水系
- ⑭ 横浜市児童遊園地の池（横浜市保土ヶ谷区）
- ⑮ 菊名池公園の菊名池（横浜市港北区）
- ⑯ もえぎ野公園の池（横浜市青葉区）
- ⑰ 山崎公園の池（横浜市都筑区）
- ⑱ 徳生公園の池（横浜市都筑区）
- ⑲ くさぶえのみちの水路（横浜市都筑区）
- ⑳ 引地川公園の泉の森のしらかしの池、
湿生植物園の池及びホテルの小川（大和市）
- ㉑ 綾南公園の池（綾瀬市）
- ㉒ 大磯城山公園の不動池（中郡大磯町）
- ㉓ 富岡総合公園の池（横浜市金沢区）
- ㉔ 南台川（横浜市金沢区）
- ㉕ 早川水系（芦ノ湖を含む）

神奈川県内水面漁場管理委員会指示に基づくコイの持ち出し禁止水域

番号	持ち出し禁止区域
1	多摩川の本流及び支流の区域
2	鶴見川の本流及び支流の区域
3	相模川の本流及び支流の区域。ただし、次に掲げるAB及びCDの直線から上流の相模川の支流の区域を除く 点の位置 基点A 相模原市緑区青根地先道志ダム天端右岸下流端 基点B 相模原市緑区牧野地先道志ダム天端左岸下流端 基点C 愛甲郡愛川町地先宮ヶ瀬ダム天端右岸下流端 基点D 愛甲郡愛川町地先宮ヶ瀬ダム天端左岸下流端
4	帷子川の本流及び支流の区域
5	大岡川の本流及び支流の区域
6	下山川の本流及び支流の区域
7	滑川の本流及び支流の区域
8	境川の本流及び支流の区域
9	引地川の本流及び支流の区域
10	金目川の本流及び支流の区域
11	葛川の本流及び支流の区域
12	入江川の区域
13	滝の川の区域
14	横浜市保土ヶ谷区狩場町213の横浜市児童遊園地の池の区域
15	横浜市港北区菊名一丁目8の1の菊名池公園の菊名池の区域
16	横浜市青葉区もえぎ野7番地1のもえぎ野公園の池の区域
17	横浜市都筑区中川四丁目19の山崎公園の池の区域
18	横浜市都筑区南山田一丁目5の徳生公園の池の区域
19	17及び18の池を結ぶ横浜市都筑区北山田四丁目27のくさぶえのみちの水路の区域
20	大和市上草柳字篠山1,079番地の引地川公園の泉の森のしらかしの池、湿生植物園の池及びホタルの小川の区域
21	綾瀬市落合南九丁目339の綾南公園の池の区域
22	中郡大磯町国府本郷551番地1の大磯城山公園の不動池の区域
23	横浜市金沢区富岡東二丁目9富岡総合公園の池の区域
24	南台川の区域
25	芦ノ湖を含む早川の本流及び支流の区域

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和6年7月31日(水曜日)

号外第46号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次

ページ

○告示

コイの持ち出しの禁止に係る水域の一部改正(環境農政・水産課)

1

告 示

神奈川県告示第490号

コイの持ち出しの禁止に係る水域(令和6年神奈川県告示第254号)の一部を次のように改正する。

令和6年7月31日

神奈川県知事 黒岩祐治

24の次に次のように加える。

25 早川の本流及び支流の区域

発行

横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

神奈川県内水面漁場管理委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）の持ち出し及び放流等について、次のとおり指示する。

令和6年4月2日

神奈川県内水面漁場管理委員会
会長 井貫 晴介

1 指示内容

(1) 持ち出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）で、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあると知事が認めて告示した水域（水面に設置した工作物等により、コイの遡上を考えられず、制限する必要がないと知事が認める上流域を除く。）においては、神奈川県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

(2) 放流等の制限

ア 県内の公共用水面等にコイを放流する場合は、当該コイが次のいずれにも該当することを確認しなければならない。ただし、採捕したコイを同一の水域に放流する場合はこの限りでない。

(ア) 汚染水域由来でないこと。

(イ) 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。

(ウ) コイヘルペスウイルス病に関し、PCR検査又はLAMP法で陰性が確認されたコイ群に属すること。

イ 生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

2 指示期間

令和6年5月6日から令和7年5月5日まで